

ii) 検証に関するもの

地方公共団体における重大事例の検証については、これまでも一部の地方公共団体により行われてきたところであるが、改正児童虐待防止法により、「国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行う」（児童虐待防止法第4条第5項）こととされ、平成20年4月1日から施行された。

また、この改正法の施行に先だって厚生労働省は、本委員会の提言を基に「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日雇児総発第0314002号。以下この章において「検証通知」という。）により、検証に関する基本的な考え方・進め方などを通知しており、今般、本委員会としても地方公共団体の検証方法等について実地調査を行った。

実地に調査した事例は、前述の改正法の施行前の事例であり、通知に沿った方法で行われていないものもあるが、改善すべき点などをとりまとめた。

地方公共団体に対しては、検証を行うに当たっては、死亡事例から謙虚に学ぶという姿勢で臨み、検証が「亡くなった子どもの視点に立って、今後同様の悲惨な事例の発生を防止するため、必要な改善に繋げる」ものであることを改めて指摘し、地方公共団体の実施する検証の一助としていただきたい。

また、厚生労働省においては、下記に指摘する問題・課題に対して、検証通知を改正することや改正法施行後の検証状況等を踏まえたガイドラインの作成の検討など適切に対応すべきである。

1) 検証に関する基本的な考え方

【実地調査で把握された問題】

亡くなった子どもの視点に立って検証を行い、今後の再発防止に資するという基本的な考え方が報告書などに活かされていない。

<実際の例>

- 報告書では、子どもの気持ち、子どもの視点が十分に表現されていない。
- 関係機関の対応においては、子どもの生命確保を最優先すべきであるという視点が報告書では十分に表現されていない。
- 亡くなった子どもや事例から学ぶという姿勢より、個人情報への配慮が優先されている。

【課題】

- 検証組織の運営や報告書の作成に当たっては、目的に「亡くなった子どもの視点に立って行う」ことや「虐待による

子どもの死亡事例の再発を防止する」ことを示すことが必要である。

- また、そうした観点について周知を図る必要がある。

検証通知	解説
<p>第1 基本的な考え方</p> <p>1 目的</p> <p>検証は、虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行う。</p>	<p>検証通知に示した目的は、左記のとおりであるが、虐待によって亡くなった「子どもの視点にたって」二度と繰り返さないために行うものであり、そのため検証通知においても個人の責任や批判を行うものではないとしている。</p>
<p>7 検証方法</p> <p>(1) 事例ごとに行う。なお、検証に当たっては、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものではないことを明確にする。</p>	<p>こうした観点からの検証組織の運営や報告書の作成を望みたい。</p>

2) 検証委員会の運営

【実地調査で把握された問題】

検証の進行が事務局主導となっている。また、報告書が県の名前で出されているものや委員による実地のヒアリング（現地調査）が実施されていないものもある。

<実際の例>

- 時間の問題を含めて、事務局主導で検証が行われており、検証委員の自由な議論を妨げていたと考えられる。
- 検証委員が実地のヒアリングを希望しているにも関わらず、実地のヒアリングが実施されていない。
- 報告書が都道府県の名前で出されている。
- マスメディアや議会、国などから報告を早期に作成して公表するようプレッシャーがあり、委員に対して十分な情報を与えず、また、ヒアリングを実施しないなど、拙速な検証となっている。

【課題】

- 検証組織は客観性を担保するため都道府県児童福祉審議会等に置くこととしており、検証の進行は各委員間の議論にゆだねられるべきものである。
- 基本的な情報の収集は事務局が行うが、実地のヒアリン

グ（現地調査）など検証結果に大きく影響する部分については、原則、委員の実施又は委員の参画を得て実施すべきである。

- 検証組織を設けて議論した報告書は、検証組織として出されるべきものである

検証通知	解説
<p>第1 基本的な考え方</p> <p>3 検証組織</p> <p>検証組織は、その客観性を担保するため、都道府県児童福祉審議会（児童福祉法第8条第1項に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会。以下同じ。）の下に部会等を設置する。なお、検証組織は、地域の実情に応じて事例ごとに随時設置することも考えられるが、常設することがより望ましい。事務局は、当該事例に直接に関与した、ないし直接関与すべきであった組織以外の部局に置くものとする。</p>	<p>検証組織は、客観性を担保するため都道府県児童福祉審議会に設置することを原則としている。審議会の運営は、あくまでも審議会委員の意見によって運営されるべきものである。</p> <p>検証の進め方としては、事務局に負うべき部分が大きいことは事実であるが、進め方については検証組織における議論により進めて行くことが必要であり、その中で必要となった関係機関ごとのヒアリング、現地調査その他の必要な調査については、委員により実施することが必要である。</p>
<p>7 検証方法</p> <p>（2）都道府県は、市町村、関係機関等から事例に関する情報の提供を求めるとともに、必要に応じ関係者からヒアリング等を行い、情報の収集及び整理を行う。その情報を基に、検証組織は関係機関ごとのヒアリング、現地調査その他の必要な調査を実施し、事実関係を明らかにするとともに発生原因の分析等を行う。</p>	

3) 委員構成

【実地調査で把握された問題】

的確な検証を行うための委員構成となっていない。また、同一事例について、都道府県の検証と市町村の検証が行う場合の連携が取られていない。

＜実際の例＞

- 今回の検証は、事件発生から短期間で検証し報告書を作成することが求められていたこともあり、検証組織の委員の人選に十分時間を確保することができていない。
- 小児の外傷に関する判断が必要でありながら、それに適切な人材が委員になっていない。また、適切な人材に意見を聞くことも行われていない。
- 委員に子どもの心理の専門家が含まれていない。
- 検証事例がDVのことも考慮に入れた対応が必要な事例であったにもかかわらず、DVについての専門家を委員に追加していない。また、DVについての専門家に意見を求めることもしていない。

【課題】

- 検証委員の構成については、子どもの福祉、母子保健、子どもの心理の専門家や小児科医は少なくとも委員に含めることが望まれる。
- DV事例など特別な事例を検証する時は委員を追加することやそうした専門家を委員として構成することが難しい場合は、検証組織として専門家から意見を聞く場を設けるべきである。
- 有意義な検証とするため、市町村が独自に検証を行う場合、都道府県や都道府県の検証組織の委員にオブザーバーや委員としての参画を要請することが考えられる。
- 都道府県が検証を行う場合、事例によっては、国や国の検証組織の委員にオブザーバーや委員として参画を要請することも同様と考えられる。

検証通知	解説
<p>第1 基本的な考え方 4 検証委員の構成 検証委員は外部の者（当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者以外の者）で構成することとする。また、会議の開催に当たっては、必要に応じて、教育委員会や警察の関係者の参加を求めるものとする。</p>	<p>検証通知では、検証組織の委員構成まで示していないが、事柄を勘案すると少なくとも、子どもの福祉、母子保健、子どもの心理の専門家や亡くなった子どもの身体的な状況を判断できる小児科医を委員に含めることが望ましいと考えられる。 これらの委員を確保できない場合</p>

<p>9 児童相談所又は市町村等による 検証</p> <p>(1) 検証の対象となった事例に直接関係する児童相談所や市町村等は、当該検証作業に参加、協力するものとするが、児童相談所、市町村（要保護児童対策地域協議会）その他の関係機関がそれぞれの再発防止策を検討する観点から独自に検証を実施することも重要である。</p>	<p>や特殊な事例などの場合は、検証組織としてそれらの者の意見を聴取することも考えられる。</p> <p>なお、都道府県と別に独自に市町村が検証することは重要であるが、より有効な検証とするためには、都道府県や都道府県の検証組織の委員の参画を得ることも重要である。</p>
---	---

4) 検証の対象

【実地調査で把握された問題】

都道府県又は市町村が関与していた虐待による死亡事例であっても検証が行われていない事例がある。

<実際の例>

○ 本報告の調査対象事例での地方公共団体による検証の実施率は、改正虐待防止法施行前であるが、心中以外の事例で39.7%、心中事例で4.8%に留まっている。

【課題】

○ 改正虐待防止法施行の趣旨に基づき検証を行うべきである。

検証通知	解説
<p>第1 基本的な考え方</p> <p>5 検証対象の範囲</p> <p>検証の対象は、都道府県又は市町村が関与していた虐待による死亡事例（心中を含む）全てを検証の対象とする。ただし、死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例（車中放置、新生児遺棄致死等）であっても検証が必要と認められる事例については、あわせて対象とする。</p> <p>なお、都道府県は、児童相談所、福祉事務所又は市町村が関与していない事例を含め、広く虐待による死亡事例等の情報収集に努めるものとする。</p>	<p>本報告における死亡事例は、平成19年1月1日から平成20年3月31日までであることから、改正虐待防止法による地方公共団体の検証義務が全ての事例に生じるものではないが、検証の実施率は心中以外の事例で39.7%と低い水準となっている。</p> <p>今後の改善を行う上で少なくとも「都道府県又は市町村が関与していた虐待による死亡事例（心中を含む）」については検証を行うべきである。</p>

5) 検証の実施

【実地調査で把握された問題1】

複数事例の検証において、それぞれの事例の特徴が見えていない。また、事例と個々の職員の関わりが十分見えてこない。

<実際の例>

- 検証は委員を2チームに分けて、当該地方公共団体に発生した2事例を同時並行する形で進められ、2事例に共通する内容の検証報告となっている。しかし、事例ごとに特徴は異なるものであることから個々の事例についての検証が十分でなくなっている可能性がある。
- 2事例を並行して検証を行ったために、都道府県の責任が大きいと考えられる一方の事例に時間がかかり、他方の事例ではやや不十分な議論となったと考えられるものがある。

【課題1】

- 複数事例を同時進行で検証を行う場合、それぞれの事例の特徴を念頭に置いた進行等に工夫が必要である。
- 関係者の処罰を目的とするものでないことを認識しつつも思い切った検証を行うべきである。

検証通知	解説
<p>第1 基本的な考え方 6 会議の開催 死亡事例等が発生した場合、準備が整い次第速やかに開催することが望ましいが、年間に複数例発生している地域等、随時開催することが困難な場合には、複数例を合わせて検証する方法も考えられる。</p>	<p>複数事例を同時進行で検証する場合もあるが、提言や報告を行うに当たっては、共通する事項と個々の事例の持つ特徴に応じた事項とを切り分けた上で提言や報告を行うことも重要である。</p>
<p>7 検証方法 (3) 検証組織は、調査結果に基づき、スタッフ、組織などの体制面の課題、対応・支援のあり方など運営面の課題等を明らかにし、再発防止のために必要な施策の見直しを検討する。</p>	<p>また、検証はあくまでも再発防止を主眼点としているため、事例と個々の職員等の関わりを確実に把握した上で検証することが必要であり、こうした観点から、検証の目的を再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものではないこととしている。</p>

<p>第2 検証の進め方</p> <p>2 事例の概要把握</p> <p>会議初回には、検証に当たり、その目的が再発防止策を検討するためのものであり、関係者の処罰を目的とするものでないことを検証委員全員で確認した上で、検証の対象となる事例の概要を把握する。</p>	
--	--

【実地調査で把握された問題2】

乳幼児期に死亡した事例について、妊娠期からの状況を把握していないなど、必要な情報がないまま検証が行われている。

<実際の例>

- 国が依頼した調査票の回答状況を見ても、「不明」の回答が多い。
- 亡くなった子どもから学ばせてもらおうという態度より、個人情報への配慮が優先されている。そのため、必要な情報が揃えられていない。
- 子どもの生活環境等を把握するための現地調査を行っていない。
- 現行の児童相談体制に関する資料が、検証の会議に資料として提出されておらず、児童相談所の職員の考えが十分に反映されていない可能性がある。
- 虐待を受けて亡くなった子どもの情報について、最初に虐待の通告があった時期以前の情報や胎児期（妊娠期）の情報がなく、検証が不十分である。
- ジェノグラム（家族構成）の記載が不十分である。
- 転居事例において転居前の情報がなく検証が不十分である。
- 子どもの死因が不明確である。
- 子どもが殺害されるに至った過程について、十分に明らかにされていない。
- それまでにわからなかった事例の構成要素や力動的な解釈がほとんどなされていない。

【課題2】

- 検証通知で示している事項は、検証を行うに当たっての必要不可欠で最小限の事項であり、これらについて確実に

情報収集を行うことが必要である。

- 検証を進めるに当たって、委員からの要望事項については、可能な限り情報収集を進めることが必要である。

検証通知	解説
<p>第2 検証の進め方</p> <p>1 事前準備</p> <p>(1) 情報収集</p> <p>検証の対象事例について、事務局は、下記の事項に関する情報収集を行う。この場合、事務局は、必要に応じて関係機関等からヒアリングを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡した児童及び家庭の状況、特性等 ・死亡に至った経緯 ・児童相談所の関与状況等（児童記録票の写し等） ・市町村の関与状況等 ・その他の関係機関の関与状況等 <p>(2) 資料準備</p> <p>ア (1)で収集した情報に基づき、事実関係を時系列及び関係機関別にまとめ、上記の内容を含む「事例の概要」を作成する。</p> <p>「事例の概要」には、この後、検証委員からの関係機関ごとのヒアリング等により明らかになった事実を随時追記していき、問題点・課題を抽出するための基礎資料とする。</p> <p>イ 現行の児童相談体制に関する以下の内容を含む資料を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各児童相談所の組織図 ・職種別スタッフ数 ・相談件数 ・相談対応等の概要 ・その他必要な資料 <p>ウ 検証の方法、スケジュールについて計画を立て資料を作成する。</p> <p>エ その他（検証組織の設置要綱、委員名簿、報道記事等）の資料を準備する。</p>	<p>検証通知で示している事項は、検証を行うに当たっての必要不可欠で最小限の事項であり、これらについて確実に情報収集を行うことが必要であり、事例によって追加の情報も必要となる。</p> <p>虐待による子どもの死亡を防ぐためには、妊娠期からの支援が必要なことは明らかになっており、亡くなった子どもが胎児の時期からの情報を収集する必要がある。また、家族に関しては、家族それぞれの発達歴、家族の発生（親の結婚等）以来の情報を詳細に集める必要がある。</p>

<p>3 事実関係の明確化</p> <p>事例への関係機関の関与状況について、関係機関ごとのヒアリング等を実施することにより、事実をさらに詳細に確認していく。</p> <p>(1) 関係機関ごとのヒアリング</p> <p>ア ヒアリングには、検証委員の一部あるいは全員が参加することを原則とし、当該事例に直接関与した、ないし直接関与すべきであった組織の者以外の者が実施する。</p>	
---	--

【実地調査で把握された問題3】

虐待を受けて亡くなった子ども及び家族の状況について、周産期の状況や生育歴など必要な情報がないまま検証が行われている。

- <実際の例>
- 子どもの生活環境等を把握するための現地調査を行っていない。
 - 虐待を受けて亡くなった子どもの情報について、最初に虐待の通告があった時期以前の情報や胎児期（妊娠期）の情報がなく、検証が不十分である。
 - ジェノグラム（家族構成）の記載が不十分である。
 - 転居事例において転居前の情報がなく検証が不十分である。

【課題3】

- 子どもが亡くなった時点の状況把握だけでは適切な検証が実施できない。

検証通知	解説
<p>第2 検証の進め方</p> <p>1 事前準備</p> <p>(1) 情報収集</p> <p>検証の対象事例について、事務局は、下記の事項に関する情報収集を行う。この場合、事務局は、必要に応じて関係機関等からヒアリングを行う。</p> <ul style="list-style-type: none">・死亡した児童及び家族の状況、特性等・死亡に至った経緯・児童相談所の関与状況等（児童記録票の写し等）・市町村の関与状況等・その他の関係機関の関与状況等	<p>子どもが亡くなった時点だけの状況把握だけではなく、子ども及び家族の周産期の状況（妊婦健診や乳幼児健診の受診状況など）を情報収集することが必要である。</p> <p>これらの把握により、母子保健分野との連携状況などの把握につながることになる。</p>

【実地調査で把握された問題4】

状況把握に際して、児童記録票やそれに変わるべき情報がないまま検証が行われている。

<実際の例>

- 亡くなった子どもから学ばせてもらおうという態度より、個人情報への配慮が優先されている。そのため、必要な情報が揃えられていない。
- 子どもの生活環境等を把握するための現地調査を行っていない。
- 虐待を受けて亡くなった子どもの情報について、最初に虐待の通告があった時期以前の情報や胎児期（妊娠期）の情報がなく、検証が不十分であった。
- ジェノグラム（家族構成）の記載が不十分である。
- 転居事例において転居前の情報がなく検証が不十分である。

【課題4】

- 検証通知で示している事項は、検証を行うに当たっての必要不可欠で最小限の事項であり、少なくともこれらについて確実に情報収集を行うことが必要である。

検証通知	解説
<p>第2 検証の進め方</p> <p>1 事前準備</p> <p>(1) 情報収集</p> <p>検証の対象事例について、事務局は、下記の事項に関する情報収集を行う。この場合、事務局は、必要に応じて関係機関等からヒアリングを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡した児童及び家族の状況、特性等 ・死亡に至った経緯 ・児童相談所の関与状況等（児童記録票の写し等） ・市町村の関与状況等 ・その他の関係機関の関与状況等 	<p>児童相談所の関与事例について検証を行う場合、児童記録票については、最も重要な基本的情報と考えられるため、情報管理に留意しつつ、委員への提供が必要となる。</p>

【実地調査で把握された問題5】

児童相談体制の基本情報として「相談件数」を準備することとなっているが、単に一年間の児童相談所全体の相談件数となっており、体制の過不足を表すような情報となっていない。

<実際の例>

- 現行の児童相談体制に関する資料が、検証の会議に資料として提出されておらず、児童相談所の職員の考えが十分に反映されていない可能性がある。

【課題5】

- 児童相談体制の充実を図るために、事例を担当していた児童福祉司や当該児童相談所の児童福祉司の1人当たりの相談件数、児童福祉司の経験年数、スーパーバイザーの配置状況などの児童相談所の組織構造を示すことが必要である。

検証通知	解説
<p>第2 検証の進め方</p> <p>1 事前準備</p> <p>(2) 資料準備</p> <p>イ 現行の児童相談体制に関する以下の内容を含む資料を作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各児童相談所の組織図 ・職種別スタッフ数 ・相談件数 ・相談対応等の概要 ・その他必要な資料 	<p>具体的な提言を行うために、児童相談所の運営状況について可能な限り数値での状況把握が必要と考えられる。</p>

6) 報告書及び提言

【実地調査で把握された問題】

事実の把握、発生原因の分析等が不十分であり、再発防止のための提言について、具体的な対策の提言となっていない。また、国に対する提言を行っているが、都道府県に対する提言が行われていない。

<実際の例>

- 国への提言はあるが、都道府県への提言がない。
- 国への提言がありながら、相談助言を得ている医師との情報交換の問題には触れていない。
- 全体的に、検証報告に見られる指摘は総花的であり、かつ皮相的である。例えば、報告書の各所にアセスメントの必要性やプランの見直しの必要性が指摘されているものの、どのようなアセスメントが可能であり、どういった見直しが求められたのかという記述はほとんどなされていない。
- 報告書の内容が、以前に公表された報告書と同様の内容であり、報告書の提言が児童相談所の実務に活かされていない。

【課題】

- 提言については、検証にかかわった者や当該地方公共団体のみならず他の地方公共団体においても共有すべきであり、具体的な提言とすべきである。
- また、報告書の提言を受けて、速やかに、具体的な措置を講じることが重要であり、講じた措置及びその実施状況を

について検証組織としても報告を受けてフォローすることが必要である。

検証通知	解説
<p>第1 基本的な考え方</p> <p>1 目的</p> <p>検証は、虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行う。</p>	<p>検証は、虐待による子どもの死亡事例等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために行うものであり、具体的な内容を提言とすることが必要である。</p>
<p>7 検証方法</p> <p>(4) プライバシー保護の観点から、会議は非公開とすることができるが、審議の概要及び提言を含む報告書は公表するものとする。</p>	<p>また、十分な事実の把握、発生原因の分析等を行うために、会議は非公開とすることができることや公表に当たっては個人が特定される情報は削除する等としている。</p>
<p>8 報告等</p> <p>(1) 検証組織は、検証結果とともに、再発防止のための提言をまとめ、都道府県に報告するものとする。</p> <p>(2) 都道府県は、検証組織の報告を公表するとともに、報告を踏まえた措置の内容及び当該措置の実施状況について、検証組織（都道府県児童福祉審議会）に報告するものとする。</p>	

第2 検証の進め方

6 報告書（問題点・課題の抽出以降並行作業）

（2）公表

事務局は報告書を公表するとともに、厚生労働省に報告書を提出する。

児童虐待による死亡事例の検証を行うことは、その後の児童虐待防止対策に密接に関連するものであり、児童虐待防止法第4条において国及び地方公共団体の検証に係る責務が規定されたことから、検証結果は公表されるべきであるが、公表に当たっては、個人が特定される情報は削除する等、プライバシー保護について十分配慮する。

（3）報告書の提言を受けて

事務局は、報告書の提言を受けて、速やかに、具体的な措置を講じるとともに、講じた措置及びその実施状況について検証組織（都道府県児童福祉審議会）に報告する。

7) 公表

【実地調査で把握された問題】

どの事例の内容・問題点・課題等が議論されたのか報告書の記載からは不明な状況となっている。

<実際の例>

- 亡くなった子どもから学ばせてもらおうという態度より、個人情報への配慮が優先されている。そのため、必要な情報が揃えられていない。

【課題】

- プライバシーの保護について配慮するあまり、報告書からその事例の内容・問題点・課題等が浮かび上がってこない。
- なお、自治体によっては、公表する報告書とは別に関係機関用の報告書を作成している例もある。

検証通知	解説
<p>第2 検証の進め方 6 報告書（問題点・課題の抽出以降並行作業） （2）公表 事務局は報告書を公表するとともに、厚生労働省に報告書を提出する。 児童虐待による死亡事例の検証を行うことは、その後の児童虐待防止対策に密接に関連するものであり、児童虐待防止法第4条において国及び地方公共団体の検証に係る責務が規定されたことから、検証結果は公表されるべきであるが、公表に当たっては、個人が特定される情報は削除する等、プライバシー保護について十分配慮する。</p>	<p>プライバシーの保護は重要であるが、「亡くなった子どもの視点に立って、不幸な事件を繰り返さないために検証を行い、必要な改善に繋げる」という役割にかんがみ、報告書の作成に当たっては、いたずらにプライバシーの保護だけを優先させることのないよう、検証組織において議論すべきである。</p> <p>また、プライバシーの保護に配慮した公表する報告書と別に詳細な報告書を作成することを一律に推奨することはできないが、詳細な報告書を地方公共団体内部の研修で活用することや、守秘義務がかかっている子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）において関係機関の再発防止に向けた共通認識を持つことなどに活用することは意義があると考えられる。</p>

8) 報告書作成までの期間

【実地調査で把握された問題】

時間的な制約の中で不十分な検証結果に終わっている。

＜実際の例＞

- 時間の問題を含めて、事務局主導で検証が行われており、検証委員の自由な議論を妨げていたと考えられる。
- マスメディアや議会、国などから報告を早期に作成して公表するようプレッシャーがあり、委員に対して十分な情報を与えず、また、ヒアリングを実施しないなど、拙速な検証となっている。

【課題】

- 速やかに作成すべき要請がある一方、有意義な検証とするために、報告や提言を行うに当たっては、「○次報告」「中間報告」といった方法も考慮すべきである。
- また、虐待による子どもの死亡が生じた場合、その多くの虐待者は逮捕・起訴されることから、その裁判の傍聴等を通じて検証に資することも重要である。